

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

共同住宅における転落事故防止対策について

去る平成18年8月6日、愛知県西尾市の県営住宅においてバルコニーの手すり子（縦さん）がはずれ、負傷者1名を出した転落事故が発生したことは誠に遺憾である。

現在、この事故について関係当局により事故原因の究明が行われているところであるが、かかる事故を防止するため、下記により建築物の所有者等に対して、バルコニーの手すりの状況を緊急に調査し、その結果を貴職あて報告するよう指導するとともに、必要に応じ、所有者等に対し適切な転落事故防止対策等の措置を講じられたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。

記

1 所有者等に対する調査の指導及び改善指導等

(1) 調査の指導

①の対象建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、建築基準法第12条第5項により②の調査の結果報告を求めること。

①調査対象

延べ面積が1,000㎡を超える共同住宅でバルコニーに手すりが設けられているもの

②調査内容

バルコニーに設置された手すりの不具合による転落の危険性を調査する。

③調査結果の報告

特定行政庁による調査結果については、貴職あてに報告させるものとする。

(2) 調査結果に基づく改善指導等

調査結果に基づき、適切な転落事故防止対策等の措置を講ずること。

(3) 実施状況の報告

上記(1)及び(2)の実施状況について、平成18年10月20日(金)までに、別添様式により当職まで報告をお願いします。

2 定期調査・報告の徹底

建築基準法第12条第1項の定期報告では、バルコニーの手すりについて腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態の調査を徹底するよう、建築物の所有者に周知するとともに、定期報告を受領したとき、重点事項の一つとして審査し、適切な転落事故防止対策等の措置を講じられたい。

また、同条第2項では、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物には、定期点検が義務付けられていることから、その徹底を図るとともに、その際、バルコニーの手すりの点検を重点事項の一つとして実施するよう、関係部局に周知されたい。

3 広報活動による点検の推進

バルコニーの手すりを点検すべき共同住宅は、相当数に達するので1の調査・指導ですべてを包含することは困難であることから、ホームページ、広報誌の活用等により、点検の必要性・方法等の周知、点検の推進のための必要な措置を講じられたい。

4 報告提出先

国土交通省住宅局建築指導課

03-5253-8111(代表) 03-5253-8513(直通) 03-5253-1630(FAX)

防災係(内線39567) 高谷、新澤

(別添)

都道府県名 _____

	棟数	戸数
調査を要求した共同住宅		
調査報告があった共同住宅		
転落のおそれがないとされた共同住宅		
転落のおそれがあるとされた共同住宅		
転落事故防止対策済みの共同住宅		
転落事故防止予定 [※] の共同住宅		
転落事故防止の指導中の共同住宅		
転落事故防止の指導予定の共同住宅		

※転落事故防止予定は期限を設定しているものに限る。

備考
